

那覇市・南風原町環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市・南風原町環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成28年8月5日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間 幹子

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営の状況に係る報告事項を追加するため、この案を提出する。

平成28年8月5日 原案可決

那覇市・南風原町環境施設組合 議会

議長 平良仁一



那覇市・南風原町環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

那覇市・南風原町環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成21年2月19日条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(5) [略] (6)～(8) [略]</p>	<p>(報告事項) 第3条 [略] (1)～(5) [略] <u>(6) 職員の退職管理の状況</u> (7)～(9) [略]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 	

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。